

65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、社会全体で介護の負担を支える制度で、皆さんの保険料が大切な財源となっています。介護保険料は、40歳から64歳の方は、皆さんが加入している健康保険に医療保険の保険料と合わせて納めますが、65歳以上の方はお住まいの市町村に納めます。

町では、65歳以上の方の介護保険料を今年度の住民税の課税状況をもとに決定し、6月中旬に介護保険料納入通知書を郵送します。

介護が必要となったとき安心して介護保険のサービスが受けられるよう、介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



■介護保険料額

所得段階	所得などの条件	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方または前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	21,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方	35,100円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の方	49,200円
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	63,200円
第5段階	・本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超の方	70,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	84,300円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	91,300円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	105,300円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	119,400円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上の方	133,400円

■納付方法

納付方法は、次の2通りがあります。

①特別徴収(年金の年額が18万円以上の方)

年金から天引きされます。6月に決定した保険料の年額から本年4月、6月、8月の仮徴収分を差し引いた額が10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。

②普通徴収(年金から天引きされない方、満65歳になった時や他市町村から転入した時など)

納付書または口座振替により納付します。納付書で納付いただく場合、コンビニエンスストアでの納付や、スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」「PayB」での納付もできますのでご利用ください。

☎健康介護課 ☎388-7171